

建設工事等の入札に参加される皆様へ ～お知らせ～

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定式が変わります

令和6年4月1日以降に公告（一般競争入札）又は指名通知（指名競争入札）された工事・業務については、以下の算定式が改正されます。

- ・ 低入札調査基準価格
- ・ 工事の最低制限価格
- ・ 測量・設計業務の最低制限価格（範囲のみ）
- ・ 修繕・点検等業務委託の最低制限価格

1. 改正項目

現行	改正
【範囲】 <u>予定価格の7.0/10以上</u>	【範囲】 <u>予定価格の7.5/10以上</u>
【計算式】 <u>直接工事費×0.97</u> <u>共通仮設費×0.97</u> 現場管理費×0.90 一般管理費等×0.75	【計算式】 <u>直接工事費×1.00</u> <u>共通仮設費×1.00</u> 現場管理費×0.90 一般管理費等×0.75
<u>電気・通信設備工事</u> <u>機器単体費×0.92</u>	<u>電気・通信設備工事</u> <u>機器単体費×0.955</u>

改正する要領等

- 「四日市港管理組合低入札価格調査実施要領」
- 「公共工事に係る最低制限価格の運用について」
- 「測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について」
- 「修繕・点検等業務委託に係る最低制限価格の運用について」

2. 適用日

令和6年4月1日以降に公告又は指名通知するものから適用します。

詳細については、上記の改正する要領等をご確認ください。